

院政政権の軍事的編成

井 上 満 郎

【要約】 摂関政治の時代にかわって、十一世紀末に出現する院政は、軍事力編成の上からいっても中世の状況をあらわしている。このことを明らかにするために院政政権の軍事力に焦点をあててみた。軍防令に象徴されるような公民兵は、すでに八世紀において徴兵不可能となり、健児という選抜兵に軍事力を頼らざるを得なくなった。しかし、この健児もほとんど軍事的な意味をなうことなく矮少化し、ついには國家は國家の手によって軍事力の基本から組織するということをやめ、既製の軍事力を臨時的に利用するところとなる。十世紀より以後の、とくに将門の乱以後の軍事力はこうしたものであり、院政政権についても一定の官職を媒介として民間に在る武力をとりこんで自己の軍事力に編成する。その典型は、のちに院政をも打倒するところとなった平清盛のよいうな武家棟梁である。この棟梁出現の必然性をも考え、院政政権を支えた軍事力の編成と構成について分析を加えた。

史林 五五卷三号 一九七二年 三月

はじめに

この小稿で分析しようと思っているのは、十一世紀の終りごろ展開する、いわゆる院政期と呼ばれる時代の軍事力の編成の仕方である。もちろん、この時代の全てにわたっての分析は簡単にはできないし、また軍事力全体の構成にいたるまで論じおよぶことも不可能である。したがって、いちおう、ここでは、時期的には

十二世紀なかばの、武家の棟梁とふつう称される存在が政治権力の座に登壇するまでの期間を対象とした。それよりのちの、保元の平治の乱から治承・寿永の乱にかけてのことについては、別にまた稿を起すつもりである。ただ、必要上これらの時期の史料を使ってもいるが、それらについては十分な分析をしていない。また、軍事力における存在の場所についても、わたくしがいままでとりこんできたものは中央におけるそれであって、地方にまでは

眼がいていない。小稿においても分析対象になるのは主として中央である。もちろん、これも必要なかぎり地方の軍制にまで説きおよびているが、それらについても、充分な分析を加えていない。^①

① 地方の軍制については、いうまでもなく石井進氏の「中世成立期軍制研究の一視点」（『史学雑誌』七八—十二）をはじめとしていくつかの業績がある。

I 院の武力

院政期における武力の問題を述べるにあたり、必要なかぎりにおいて院政の政治的な構造について、明らかにしておくことが前提となる。

まず院政の政治的構成の問題がある。いまこのことについて分析をすすめている余裕も能力もないのではないが、ごく大ざっぱに言えば、国政をかなり独占的に左右する専制君主としての院^Ⅱ上皇と、それをまわりからささえかつそれによって利益を得ている近臣^Ⅲ受領たち、この二つの階層を主たる政権荷担者とする権力とみておきたい。もちろんこの背景にさまざまな社会的・経済的背景があることはいうまでもない。

院^Ⅱ上皇は、いうまでもなく天皇の譲位したものである。天皇が、譲位するということを前提にして退位してからも何故に院政を行わねばならなかったのかということについては、いままで和田英松氏の研究からはじまって多く追及されているところである。いまは、摂関政治の時期における（いわゆる「前期摂関政治」をも含めて）煩雑な天皇の行動規制などによる天皇の政治力の後退を打解するために退位してのち政治を行うようになった、とだけしておく。これは親王などの皇族たちにおいても同じことであり、全般的に皇室・天皇の政治力・経済力が後退するのを防ぐ必要があった。ただし、これは、あくまで摂関家の政治権力などと比較したときの相対性の問題であって、院政成立のすべての要因ではないけれども、譲位ということを経験するに至った大きな原因ではあると思う。

受領とは国司のことである。これについても林屋辰三郎氏の詳しい指摘と歴史的 성격の分析があることは周知のとおりである。^① 国司とはいふものの、令に規定されたような国司ではない。本来、国司は、律令国家の地方行政機関の長官にすぎないが、それがやがて地方支配の首長のような性格を帯びてくる。摂関家中心の貴族政治^Ⅳ摂関政治の中で、下級にしかすぎなかった貴族たちが、みずからの地位の向上をめざしてまず経済的な致富を行う。この

致富を前提にして築いてきた自分たちの身分を、院という新しい政治権力者に集中して自分たちの身分を抑圧していた摂関政治体制を克服しようとした。

この院と受領、その比重には時代によって変化があるが、基本的にはこの二階層によって構成される政権が院政である。比重に変化があるというのは、たとえば初期にあっては院上皇の政治力は弱く、摂関政治体制の余映は強く残っているし、受領たちの力のほうが相対的には強いと考えられる。しかし時代を経るにしたがって、院御領の増加や源氏（村上源氏）の登用などによって政治力を高めていき、やがては受領補任や官職任命などに専制的政治性を発揮し、専制君主としての地位を確立するにいたる。これがいつであるかは判断に差のあるところであるが、たとえば大治四年七月の白河法皇死去時の中御門宗忠の記載にはそれがみとめられる^⑧。宗忠の記載がどこまで客観的であるかは疑問ではあるけれども、そこに書かれた内容には専制君主としての白河法皇の姿をほうふつとさせるものがある。

いちおう、このように院政の政治を考えてみると、院政軍事力の対象は院・受領との対立者ということに一般的にはなる。もっとも、こうは言っても、具体的な軍事力の発動ということになると、多くの階層・階級間の配置の問題が複雑にからんでくるので

単純に規定するわけにはいかない。しかし全体的・総体的には、院・受領の政権に主として対立するのは庄園領主とみてさしつかえなからう。もちろん院そのものは庄園領主としての側面をもっているし、またある場合には受領たちすらも庄園領主であることもあるけれど、院と受領の連合の政権であるところから、院の庄園領主という経済的屬性は顕著には表面化していない。院政の武力がもっとも多く発動されたのは大庄園領主である寺院の武力僧兵に対してである。

もちろん、院・受領の組織した武力というも、外観としては、武力的に院政政権の武力として受領たちの武力があらわれてくる場合は少ない。あくまで院政の武力が院政を守るといふかたちをとり、連合武力というようなもの形成されない。しかし、たとえば、北面などの組織を通じて武力が院政に集中されるところとなる。のちにみるけれども、北面に登用することによって、その受領のもっている武力をとりこもうとする。北面の輩に組織して（ほかの職でもよいが）軍事力を編成しようとするのではなくて、既製の軍事力を北面というような、なかば公的な制度を通じて吸収しようとする。したがって、院政における軍事力の主たる部分は、外皮としては官制を通じているということになるが、基本的には院の家産制的な編成となる。

b

次に、院政の軍事力の具体的な構成の問題を論じねばならない。

院政期における院の武力は、以上述べたように、院の家産制的な編成をとるということ、およびその武力は外皮として官制を通じて組織されるということ、を念頭に置いて、院の軍事力の各部分を考えてみる。

まず、直屬武力。そのうち、なかば私的な編成をとるもののひとつに、北面の武士がある。

北面の武士を構成する要素のひとつは受領である。長承二年に組織された鳥羽院の北面の輩のなかには、加賀守顯広・相模守隆盛などの受領がまじっており（ただし在京であった可能性が強い）、受領を北面に登用することによってその受領たちの持っている、組織しうる武力を吸収しようとしたものである。

いまひとつの要素は平忠盛などの著名な例をひくまでもなく武士、それも地方武士である。ほかの武的な官職に就いている武士たちを、その持つ武力（その官職を通じての武力でもよい）に注目して北面として登用するのである。はじめから純然たる地方武士を北面に組織するということは、院個人の有りかたからしても多分なかったと考えられる。武士たちの就いている官職の公的確

限の行使の強大さに注目して吸収するのである。中御門宗忠が「只今候北面人々郎等、及千余人」と表現した「北面」とは、こうした武士たちの武力の有りかたをとらえたものである。

このふたつの要素のいずれであったにせよ、北面は大きな軍事力を構成しえたはずであった。

加えて、院の侍がある。これはまったく私的な存在であって、院に近侍し、小間使的な仕事をするものである。たとえば、上皇の御幸に随ったりというもので、史料の枚挙にいとまがなく、貴族たちの日記に多く見えている。

しかし、この院の侍は存在の仕方によっては大きな武力になつたであろうことは疑いない。永久元年、南都の僧兵たちが京都に強訴を企てることも激しくなるが、このとき上皇の居所鳥羽殿に警護の武士が置かれる。これを中御門宗忠は「鳥羽殿宿直人、從河内參上」と表現している。この「宿直人」はほかのところで「兵士」と表現されており、さして大きな武士でなかったことだけはたしかである。鳥羽殿という院の宿所に宿直する武士が河内から參上していたということは興味がある。河内地方出身に多くみられる檢非違使とも思えず、あるいは河内源氏の棟梁が官制を通じて院の輩下となって家産制軍隊に組織され、こうした宿直兵士を出したものかも知れない。それが時期を経るにした

がって棟梁と「宿直人」との関係よりも院と「宿直人」との関係のほうが強くなったものであろうと思う。したがってこの「宿直人」はまったく官制を通さない私的な奉仕の関係となっている。

さらに院の私的武力として、院武者所の武士がある。武者所に地方武士が多く任命されて武力となったことは、『尊卑分脈』をひもとくだけで明らかとなる。これについては指摘するまでもなからう。北面とほぼ同質であり、私的な侍よりは規模が大きい。実例としては東国武士平山武者所季重をあげるだけで十分であろう。

以上がなかば私的な編成をとる武力であるが、ほかに公的な編成をとる直属武力がある。そして直属武力のうちで規定的なのは、むしろ公的編成による武力のほうである。

この公的編成という場合の官職は、むしろそれにあたるものがいくつもあるだろうけれども、もっとも中心のつかつ規定的なのは検非違使である。この、院政期における検非違使については、不明なところがきわめて多いが、検非違使または検非違使庁の行動の原則なり理念ということでは「使庁政へ是為断罪也」ということが適用していたことと思う^①。これは、中御門宗忠がちようど検非違使別当に在任しているときの別当みずからの声であるからまちがいない。しかし、現実の存在形態ということになると、お

そらくこれとはかなりちがったものであることもたしかであろう。これは、主として、のちにも述べるように武士たちを検非違使武力に採用せねばならなかったということからきている。

検非違使に任ぜられた者の活動が、検非違使庁からかけはなれたものになってきていたことを示す史料は多くある。使庁という役所が、その本来の機能であるはずの検非違使の統制ということを慢性的に行えないのである。

たとえば、寛治八年、前天台座主大僧正良真の房に強盗が乱入して種々の物を取った^②。犯人は逃亡したが、そのうちの一人を疵つけて捕え、尋問したところ、源光圀の郎等であった。光圀はこのとき検非違使であり、いうまでもなく美濃源氏の「棟梁」である。したがって武士団としての武力がそのまま検非違使の武力の属性となっている。使庁は検非違使源光圀についてはほぼ完全に把握していたとしても、その必須の武力である検非違使の輩下については統制することができていないのである。

また、大治二年晩年の白河法皇が大和御幸に出かけるときの検非違使の役割りの興味深い記事がある^③。源師時の日録『長秋記』のものである。御幸の行路において、検非違使成国が「和河」に橋を架けることを命じられた。このこと自体は別に珍らしいことではなく、天皇や上皇たちの旅行の行路の警備は検非違使の仕事

であって、記するには足りない。焦点はそのあとの叙述である。この架橋が大和国の「国内大亡之愁」であるといい、つづけて成国について、

成国、日来住此国、称夫功号橋料責平民、已庄園所得巨多云々と、その存在形態について述べている。成国は、大和国に居住する武士で、庄園（所領）を持っており、しかも日常は大和に居住しているという武士である。大和の国検非違使かとも思ったがほかの記事では在京して検非違使の職務に携わっていたことがわかるし、それから考えて大和と京都の両方に居住し、本拠地は大和であるという、ある意味で典型的な畿内武士であり、その点においては上の源光国とは性格が異なっている。

この『長秋記』の記事は、成国が上皇の行動にともなう架橋という作業に携わり、それによって自分の富を増大させていったということを如実に物語っている。夫功と称し橋料と号して平民を責めとるという行動は、上皇御幸という行為にともなうて現実となったものであり、あきらかに院から恩恵をこうむっているのである。この成国の行動が彼自身の富の増大と所領の拡大につながったことは疑いない。

検非違使に任期がないということもこうした傾向に拍車をかけた。いったん任命されれば、よほどのことがないかぎり解任はさ

れず、官職にともなう利点は検非違使供給雑事を徴収することぐらいであるが、成国のように公権行使にともなうさまざまな事象を通じて自己を拡大していったはずである。解任できないということは、使庁が使庁としての独自の武力・警察力を構成できなかったことに関係し、ほかに利用することのできる有力なものが登場してこないかぎり当然解任は不可能である。そしてまた、このことは使庁の行政能力が多分に検非違使個人の有りかたに左右されるということの原因でもあったのである。ちなみに、元永二年に没した著名な検非違使中原資清は二十余年間にわたって検非違使を務めていたという。^①

c

このような院政期における検非違使の存在の段階は、かつてのように「依城外、申庁移文」^②というような形式的な情況はほとんどなかったであろう。こうした形式は撰閣政治における諸行政の煩雑な形式に似ており院政期にはふさわしくない。形式にとらわれない行動が展開できるからこそ検非違使が院政の武力に転化・利用しえたのである。

では、具体的な院政と検非違使との関係はどうか。結論から先に言ってしまうと、院が、形式的にはともかく実質的に検非違使

権力をとりこんでいくのが院政期の検非違使のひとつの重要な動向であろうと考える。以下、いくつかの史料を検討してみる。

寛治六年正月、この月二十五日の除目によって、合せて三人に検非違使宣旨が下された。^⑭ そのうちの一人が兵衛府の官人であったのである。検非違使については、ふつうは衛門府官人が使宣旨をこらむるのを常とするが、このときは特別の例として兵衛府が加えられていたのであった。藤原為房はこれを「希代之例」とみた。しかもこの左兵衛尉為俊が宣旨をもらうにいたったのは「院辺追捕賞」によってである。院が為俊を保護し、これを検非違使に強力に推せんしたことは疑いなかろう。院政期にとくに特色的にあられる情況である。

永久元年、藏人左衛門尉為忠の従者がその宅内に追捕されたと、き、当然の職掌として検非違使宗実なる者が遣わされる。^⑮ ところが「不被仰下別当」ずに事はこばれたのである。本来ならば、院が使庁の官人を動かそうとする場合、院↓検非違使別当↓使庁官人と命令がいくのがふつうの有りかたである。それなのにこのときは、院から使別当中御門宗忠に命令がいかず、直接に院の指示をうけて官人が動いているのである。そしてこの検非違使宗実は「候院者」であった。検非違使個人と院との私的関係を前提として院は使庁の権限にまでくいこみ、院↓使庁官人という命令系

統を作りあげたのである。使別当宗忠はこのことを「衆人不出詞、只以目許也」と記して院への批難に代えている。院の、検非違使権力利用に關して、まったく別当という命令系統を通じることなしに事を処理しているのである。

同じ永久元年に、南都大衆が大挙して京都にのぼろうとし、宇治のあたりまで至ったというニュースが朝廷に伝えられた。^⑯ これに対して、僧兵の上洛を防ぐために防衛軍が派遣される。「武士丹後守正盛以下、天下武者源氏平氏輩」が主な構成要案であったが、その中には検非違使である平正盛・源重時・平忠盛などが含まれていた。この派遣に關し史料はつぎのように述べる。

是依群議院所指遣也、但検非違使可被仰別当也、而今度不被仰別当、頗雖不得心、被射與福寺大衆了、予不仰下、何事之有哉、つまりこの派遣は「群議」を経てはいるが実質的には院が指示したものであって、あきらかに院が主導権をにぎって検非違使の武力を駆使している。もちろん、このときに検非違使の武力は、検非違使という官職を通して公的には組織されたものではあるけれども、命令系統においては公的なルート、すなわち使別当を経ないものである。「何事之有哉」という別当宗忠の嘆きは、まさにそのことであった。いうまでもなく、使別当がすべてにわたって検非違使の活動を統制できたとは思われないが、永久二年の宗

忠別当当時の彼の日記『中右記』をみてみると、使庁官人と別当との接触はきわめて頻繁であって、多くのこまかい命令を出している。そうした別当の権限を無視して院が検非違使を駆使できるほどの力をもってきたのである。

こういう、院による検非違使権力の利用が可能なのは、政務を決定するいろんな場所に（たとえば上述史料の「群議」）院近臣やそれに準ずる勢力がはいりこんできていたということがある。そしてさらに、使庁についていえば、佐クラス・尉クラスの官人を院勢力が把握しているということがあろう。院とのあいだに発生したさまざまな私的な関係を基礎として、使庁上級官人に送りこまれるわけであり、今度はその当人が官職体系を帯して院との私的な関係で行動するのである。

いま、佐について一例をあげると、大治二年に起った比叡山勢力と検非違使との間における問題がある。^④問題といってもさして特筆するようなことではないが、山上にまで検非違使が行くかどうかということであり、延暦寺に問うたところ、「兵使」は山上に上らせないのが原則だといひ、検非違使は兵使ではないけれども山下に留められ、別当のみが登山するのが前例であるという。

これは、寺域治外法権問題のからむ複雑な要素をもっていたけれども、結局は佐（権佐）が別当に准じるといふことで登山してい

る。この権佐は藤原顕能である。彼は「夜の閑白」と呼ばれて白河院政を支える中心的人物であった葉室顕隆の次男で、この時には備前守のうち院別当にもなって院政を支える重要な人物であった。こういうかたちで佐の権限を高くしていき、さらにその佐を院勢力の側から出すということによって、実質的に院が検非違使を自由に動員できるようにする。こうした結果、本来院とは関係のない検非違使という公的組織がその膝下に入ったような情況となるわけである。

こうして使庁・別当はだんだんと無力となってくる。元永二年二月、前夜に治部大夫時忠が強盗のために切り殺されたことを宗忠に報じた検非違使成国は、「凡京中連夜強盗入人家、被殺害者甚多、大略使庁力不及歎」と嘆いている。^⑤これを聞いた宗忠は「只天下之滅也、可然時歎」と言った。三年前まで検非違使別当であった宗忠は、こうした情況をもたらずところとなったひとつの原因が、院による恣意的な検非違使利用であったことを知っていたのではなからうか。

長承二年九月、左衛門督・検非違使別当であった源雅定は、兩職の辞任を申し出た。^⑥

居別当漸及兩三年、有恐上、近日多重犯、然而不御沙汰候、且是別当運尽由、所令存候、又検非違使等一人無勤庁事之者、

是又身不覺故也、如此毎事無面目故、強所今辭退申也。

というのがその理由であった。つまり、京中の犯罪がきわめて多
いにもかかわらず「御沙汰」(院の沙汰ということか)がなく、檢
非違使別当としての職務が遂行できない。あまつさえ檢非違使は
一人として庁事を務めず、これは不徳のいたすところであるから
辞任したい、というわけである。院が実質的に使庁を私している
ことに對する抗議でもあった。そして、具体的に「御沙汰」のな
かった事例として二つのことをあげた。そのひとつは、美作国か
ら上洛してくる者があり、その主従三人が白昼に捕えられ、大江
山で首を斬られて殺された。それは右兵衛督頼の家人の仕業で
あった。頼頼はいうまでもなく葉室頼隆の長男で、みずからも鳥
羽院政を支える有力な近臣であった。このことの処置について院
に申したけれども沙汰はされなかった。いまひとつは、檢非違使
為義の郎等が丹波国で殺人を犯し、この処置を求めたことにつ
いても結局沙汰されなかった。頼頼も為義も院にはきわめて近く、
その保護をうけた家人に對してすら檢非違使庁は手を出せなかつ
たのである。

こうした使庁、別当の無力を見せつけられるような例を眼前に
し、

皆是一身不叶器量故也、可然人居此職、定如此事断絶歟

と嘆きに嘆いた。『長秋記』の筆者源師時は美福門院得子のおじ
にもあたり鳥羽院政と近かったから雅定がどのところま
で言い得たかは問題であるけれども、かなりの皮肉をこめて考え
るところを述べたのではなからうか。雅定が「可然人」と師時に
言った然るべき人というのは、「御沙汰」を獲得できるような院
に近い人―院近臣―が別当をやればすべてうまくいくだろうとい
う皮肉であらう。

このように、院政は檢非違使という公的官職の武力を吸収しよ
うとし、それに成功する。檢非違使は、本来國家機關の公的な武
力であるが、それを公的ではなく私的に利用することを可能に
した。檢非違使庁の官人となる人物たちとの間に私的な主従關係
をもち、それを通じて公的な武力をとりこんでいくのである。し
たがって、わたくしには、院という天皇の退位した人物を中心と
して公的機關がその下に集まって武力となったというようには考
えられないのである。

- ① 林屋辰三郎氏『古代國家の解体』に収められたいくつかの論文。
- ② 中石記 大治四年七月十八日条。
- ③ 吉村茂樹氏「院北面考」、『法制史研究』第二号所収
- ④ 中石記 元永元年五月二十五日条。
- ⑤ 中石記 永長元年二月二十二日条。
- ⑥ 永久元年記所引中石記 永久元年四月十八日条。

- ⑦ 中右記 永久二年八月二十四日条。
- ⑧ 中右記 寛治八年九月一日条。
- ⑨ 長秋記 大治二年十一月一日条。
- ⑩ 中右記 元永二年二月三十日条。
- ⑪ 中右記 元永二年七月二十三日条。
- ⑫ 九条家本延喜式紙背文書、長元四年六月日左看督長清原兼時解〔平安遣文〕五二〇号）
- ⑬ 為房卿記 寛治六年正月二十五日条。
- ⑭ 永久元年記所引中右記 永久元年四月三十日条。
- ⑮ 永久元年記所引中右記 永久元年四月三十日条。
- ⑯ 長秋記 大治二年十一月二日条。
- ⑰ 中右記 元永二年二月三十日条。
- ⑱ 長秋記 長承二年九月十五日条。

II 諸権門とその武力

a

院政期の中央の武力の有りかたをめぐって、つぎに貴族たちのもっていた武力について論じ及ばねばならない。

貴族の私的兵力については、かなり古くから存在していたはずで、系譜としては貴族に与えられた帳内資人のようなものを先駆形態としているのであろうと考える。

その実例は多く、とくに律令国家が弱体化し、その保護をうけられなくなつてから貴族たちは私的兵力を持ちはじめた。初期の

うちは出かけるときの警衛とかいったような帳内資人制の系譜の活動が多く、そして武力的に注目するようなものではなかったと思う。荘園の支配や国司としての支配を通じて関係のできた在地の有力百姓クラスを登用するのが主なものであった。百姓たちのほうもそのことによって働農機能や国司支配権力の末端にあずかれる可能性が出てくるし、あわよくばその主人とあおいだ貴族の政治的な能力によって下級の中央の官職に就くことも可能なことではあった。

承平四年には、式部卿官侍として伴友高たる者がみえている^①。名前からしても在地の土豪であることは疑いない。しかもこの友高は伊賀国名張郡夏見郷の刀禰であった。安和二年には、右大將家（藤原伊尹）侍として布勢壹城なる人物がある^②。これは山城国紀伊郡深草郷の刀禰であった。

この時期の貴族の武力の有りかたについては、長徳二年正月に起つた藤原伊周が花山院を射たときの事件にみる事ができる^③。内大臣であった伊周が失脚する著名な事件である。伊周は延内に「多養兵」つており、また家司董定の宅内を檢非違使たちが捜査したところ、八人の兵と弓箭二腰を発見したという。首謀者はすでに逃げ去つたあとでの捜査であるから、もっと多くの兵力が貯えられていたことは疑いない。この「兵」は、さきにもたような

在地有力農民たちを供給源とする侍が主たる構成要員であった。

しかし、中央貴族たちの地方支配はさして強いものではないし、したがって一国内を動乱の情況に追いこむというような強い武力とはなりえなかったであろう。侍所という武的家産機関が貴族の経営の中にあつたけれども、この時期にあつては上記のような刀禰クラスの人々がまったく現地を離れて完全な武力提供者になつたと思えず、畿内近国の在地有力農民たちが主として貴族の武力となつた。もっとも、将門が忠平に名簿を捧げたという有名な事例があるように、東国のような遠い地域から京に上つて貴族に武力奉仕をすることも有りうることはあつた。

院政期になつてからも、たとえば「左衛門督侍三人」だとか、「九条殿侍」とか^⑤というようなかたちで存在しており、侍所があつて、そこに組織されているのである。また侍所以外の家産機関を通じての武力の編成ということもあつたと思う。たとえば保元年八月には、藤原忠通の御厨預に右衛門尉源資経が任命されている^⑥。彼はまた検非違使であつて、検非違使としての公的な武力のある部分が忠通のもとに編成されたわけである。

また、康治二年に相對立して合戦を企だて、宇治雙子墓辺で陣を張つた源頼盛（字檢垣太郎、『尊卑分脈』では檢坂太郎）と源惟正（字辻二郎）は、ともに入道大相國藤原忠実「祖候」する

者であつた^⑧。「源家末葉」として両者ともに「假武士名」ところであつた。「祖候」の具体的内容が不明ではあるが、忠実がこれらの武士を武力として頼んでいたことは疑いない。もっともこの戦いは「兒子之戯」と称されてはいるが。

いまひとつ貴族の私兵の存在について史料をあげておこう。藤原明衡が、ほぼ同時代の手紙を集めたといわれる往来物の一冊『明衡往来』に収載されている史料である^⑨。

可被給精兵一人

右明日可參長谷寺侍、奈良坂之間、有梁上公之恐、雖非猿臂、只少有武備許也、謹言、

九月八日

參議藤原

前將軍幕下

謹兵士一人事

右兵士事、謹以奉之候畢、可令參勤之由、申含青侍一人畢、定令參勤侍歟、指非精兵、重代名物也、頗可謂一人当千歟、奈良坂素奇恠之所也、尤可有御用意也、以此旨可然之様、可令披露之状如件、

即時

平

要するに、參議藤原某が、兵士を借るべく前將軍平某に發した

手紙である。往来物のことであるからこの「藤原」が誰であったのかは知る由もないが、彼が大和国長谷寺に詣るのに侍がほしいという。京から大和に行くとき、奈良坂を越えなければならぬが、奈良坂辺は古来盗賊の出るところとして有名であった。藤原某も「梁上公」（盗賊の異称）の恐れがあるから「武備」をしておくというわけである。発信者は参議であるから侍所も持っていたであろうが、よい兵士にめぐまれなかったか、もしくははその侍所の侍はほとんど儀礼的な役割しか果さなかったということであろう。これに対する返信として、前將軍平某は兵士を貸すという。その派遣兵士の役にあたったのは平某の「青侍」一人であった。この青侍は、指したる精兵ではなかったけれども、重代の名物といひ、「頗可謂一人当千歟」と称されるほどの武技のすぐれた人物であった。この表現にみるかぎり、平某の持っていた青侍は明らかに強力な武力につながっており、しかも「重代名物」と言われているところからして侍身分が家として固定していた。『明衡往来』は、平安時代末の成立といわれており、ほぼこれを院政期の情況とみてもよいだろう。十一世紀ごろ、それぞれの地域において、国衙との関係で地方の武士身分が成立・進行しているのとはほぼ平行して、京都においても貴族家産制の中という枠つきではあるけれども、侍身分、侍の家といったものが成立していったので

はなかるうか。

『明衡往来』に見えている「青侍」というのは、貴族に仕える下級武士のことをいう場合が多い^⑩。もちろん地方ではかなりの規模をほこる有力武士であって、それが中央貴族の家に仕えて官職就職の機会のあっせんと到来を待つわけである。さきにも引いた藤原忠平と平将門の関係がその典型ともなろう。

青侍をも含めて、貴族の武力の具体的な存在形態はどうであったか。『袋草紙』の次の記載はその点について興味ある材料を提供してくれる^⑪。

俊綱朝臣家ニ、詠水上月歌譚之、而田舎兵士中門辺ニ宿テ聞此事、青侍ニ語云、今夜ノ題ヲコンソツカウマツリテ候ヘト云々、侍云、有興事也如何、兵士詠云、

水や空々や水ともみえわかすかよひてすめる秋のよの月

侍来テ申此由、万人驚歎テ詠吟メ、且感且耻テ、各退出云々、この『袋草紙』は、歌人としても有名な藤原清輔の手によって成った歌学書のひとつであるが、その成立は、おおよそ保元元年のころとされており、院政期の情況を反映していることは疑いない。

内容は、橋俊綱家において催された歌会のことについて述べたものである。ここに「青侍」と「田舎兵士」のふたつのことばが

出てくる。この「田舎兵士」は俊綱の廷宅の中門の辺りに宿しており、偶然に歌会のもたれることを聞いた。この「田舎兵士」の実体が何であるかはよくわからないが、「田舎」というのは、大治五年の大江仲子の解文にも「京都之家地、田舎之庄園」とあるように、地方・庄園といったような意味かと考えられる。すなわち、地方・庄園から何らかのかたちで徴発された兵士が「田舎兵士」の内容であるように思う。のちにみる庄園兵士の例からして、この「田舎兵士」は庄園から一定期間を徴発され、中門の警衛にあたったのである。

それが歌会のことを聞いて、青侍に題は何かと尋ねている。つまり俊綱家の家産機関の中では、青侍が俊綱と「田舎兵士」との間位置するわけである。この青侍はまた単に「侍」とも表現されている。そこで青侍から歌をきいた兵士が一首詠み、一同が感歎するという筋であった。

これにより、俊綱——青侍——田舎兵士、という円がひとつ描けよう。寝殿造の貴族の廷宅を思いうかべたとき、その中心となる寝殿とその周辺は青侍が守り、その外側の部分の警備が田舎兵士に与えられるわけである。京極殿を守っていた兵士や押小路殿を守っていた兵士などもこうした田舎兵士であったのだろう。記録には姓名はまったくあらわれていない。

しかし、純然たる都市貴族と、この青侍との関係はそれほど強いのとは思えない。その証拠には、京都においてもまたその他の地においても、庄園領主軍は展開しない。武力編成の主体はあくまで武士層にあり、それに対して院のような強力な政治力が展開できないのである。地方武士たちの奉公をうけた貴族たちは、彼らをしかるべき政治的地位に就かせてやれるかどうかというところで危険があった。就職推せんはその貴族の政治的地位と能力による可能性にすぎず、したがって青侍たちも強力な奉公をする必要がなかったのである。

貴族たちが必要とした武力は、さきにも引いた奈良坂での警衛のようなものを中心であって、武力的に強力に自分を守るものとしては中央政府の軍事力をたのんでいた。自分個人を単位として強力な武力組織をする必要はなかった。たとえ組織しても、政府内部における政治的地位の変動によっては、一個の武力としてはほとんど意味をもたない。

また、現実には貴族の輩下として武力をになった武士たちは、べつに特定の貴族である必要はなく、より多くの御恩をもたらすほうにつくわけである。そうした意味でその結合のタイプは単純なものではなかったと考えられる。『明衡往来』にみえた前將軍平某の「重代」の青侍のようなものばかりではなかった。むしろその

貴族の政治的地位の変動ということを考慮に入れれば、あまり強い関係を結ばないほうが有利であったという場合もありえた。これもよく引かれる史料であるが、藤原頼長と源為義との関係において、為義は、「未称臣于余、以臣于禅闍、所備具也」と表現されているように、^⑤ 現実には頼長に仕えていたけれども名簿を捧げて臣下になっていたわけではなかったという。父忠実と為義との関係をそのまま引きついで「備具」していたにすぎなかった。為義にとっては、むしろこうした軽い関係のほうがよかったという側面をもそこにかがうことができると思う。あくまで武力編成の主体的条件は武士のほうにあったのである。

b

貴族の武力につづいて、寺院の武力についてみる。この時代の寺院の武力がきわめて大きなものであったことは断わるまでもなく明らかである。

まず第一は僧徒たち自身の武装による武力であるが、これについては平田俊春氏の研究をはじめとしていくつかのものがあつて、僧兵の制度的なことについては明らかにされているのでここではふれない。寺院は養生のほぼ当初からある程度の武力を備えているが、平安時代中期、寄進地系庄园制の成立と前後して寺院の

権門化が進行し、それと同時に武力も整備され、僧兵が起る。

この僧兵のほかに、一般の兵士が居た。当時の歴史的用語にしたがって「俗兵士」とよんでおく。

永久元年、南都大衆が蜂起したときの記事にいくつかの事例がみえる。四月、合戦によって京から派遣された兵士によって僧徒三〇余人が射殺され、「俗兵士」九人（異本では九〇人）が疵つけられた。^⑥ 五月には、合戦によって「俗兵士」四人を檢非違使が召しとつた。^⑦ これは、他の箇所では「俗兵」とも表現されており、この「俗」は「僧」に対立する概念であり、明らかに僧徒の武力とはちがった兵力を示している。この時期の有力寺院が一般的にかかえていた兵士であり、僧徒の武力とあい補って寺院武力を構成していた。

俗兵士のなかには、どうもふたつのタイプがありそうである。そのひとつは武士層を登用したものであつて、これは備兵という形式をとるのがふつうであつた。仁安三年の大伝法院の解状によると、高野山の武力を形成した一要素に「雇集武士於隣国比郡」という文言があり、^⑧ 武士を備っていたことがわかる。『今昔物語』（三十一—二十四）にも「 ノ公正・平ノ致頼ト云フ兵ノ郎等共ヲ雇寄セテ、楯ヲ儲ケ、軍ヲ調テ」とあつて、このことが確かめられる。すでに存在している武士の武力をそのまま備兵として駆使

しようとする。そのとき、何が彼らに与えられたかは知れないが、寺領庄園内の所職とか、寺院のもっていた流通機構の一部とかが委譲されたのかも知れぬ。いずれにせよ、寺院のために戦う武士にも何らかの利益はあったはずである。

こうした武士の、傭兵化のほかに、何らかの宗教的契機によって寺院の武力をかって出る場合もあろう。源為義は、保延六年に伝法院の外護者たるべく誓状を差し出すが、誓状そのものに為義が伝法院の武力荷担者になる旨は記されていないけれども、現実に伝法院が僧兵の武力を貯えていく中で為義が兵力となることは不思議なことではないし、場合によっては有りえたことでもあった。

俗兵士のいまひとつのタイプは、のちに分析する庄園兵士として徴発されたものである。預所・下司などを通じて、庄園の所役として徴収されたものであろう。永久元年の南都兵力のなかに、「大和国土民庄民携弓箭之輩」とか、「大和国并金峯山寺所領住人」とかあり、また、これよりのちの史料ではあるが、「催上政所之所司住人等」「催末寺莊園之武士」などもあって、庄民・土民が武力となっていることがわかる。こうした傾向は、院政期になつてからのものであり、もちろん庄園制（いわゆる寄進地系庄園制）の展開と密接不可分のものである。「土民」も基本的には

同じく庄園制の展開と関係している。

庄園の、本免田・出作田については、いちおう領主の支配地であるから庄民が兵士役として徴発されたことはまちがいない。個人にかけられる力役の一種であつて、上にあげた兵士についてもこうした形式のものであつたことは疑いない。預所や下司によって直接に徴収された課役であつた。

しかし、恒常的な寺院の武力としては、さして大きなものではなかつたはずである。騒動を起して京に上ろうとしたりするときには興福寺領庄園に臨時に大きな武力負担が課せられるが、のちにみる醍醐三寶院や長講堂の例のように、たえず上番して寺に勤めている兵力は人数は少なく、また兵士家のようなものも成立していない。

ところで、庄民が基本的には課役として徴兵されたとする、
「土民」はどういう手続きによって徴兵されたのであろうか。それは、同じ課役という形式以外には考えられないと思う。しかし、土民は庄外の民衆であるから、庄民とまったく同じ手続きでは不可能である。おそらくは、加納田・余田といったような、経済的な庄園との関係で徴兵したのではなからうか。宗忠はそれを「土民」と称したのであろう。加納田とは、本田以外の地で庄民以外に耕作されている土地のことであり、余田とは、領主直轄の新開

田である。この兩種の地は、本来は国衙に官物を納めるべき地であって、ここを庄園領主の論理でもって貢納させるように関係を作りあげ、それにもとづいて庄民としての論理を適用して兵士をも徴発するのであろう。

c

つぎに、庄園と兵士のことについて触れたい。これについては、詳しい十分な分析がされているとはいいがたいが、相田二郎・中村直勝・清水三男各氏による論考があり、庄園に兵士が存在したことは疑いない。

平治元年の宝荘殿院領の注文には、備中国多気保の課役として「月別兵士二人」とある。^②『醍醐雜事記』の中には、寺領曾禰荘の雜事として、「宝蔵兵士五人 九十両并十二月下旬内九吉日 庄家役」とあって、兵士が庄家役として負担されている。また同じく、三宝院宿直兵士のことについて、正月から十二月にいたるまで寺領庄園に五人づつわりあてられている。^③

仁安四年、賀茂庄の伝馬・人夫等が注進され、その中に「兵仕五人」「庄司二人并余住人等兵士」とある。^④

建久二年の長講堂領の注文の中には、各庄園の負担が詳しくかきあげられており、そこに「門兵士」「御倉兵士」「兵士」など

が多く、庄園の負担として書かれている。「門兵士」は二〇〜三〇日ほどの期間で、三〜六人であり、「御倉兵士」は一ヶ月ほどで一人、である。このほか守備範囲の明示されない兵士もあるわけである。^⑤

ほかにも例はいくらかもあるが、こうしたものが庄園兵士である。いずれも寺領ばかりであるけれども、貴族領・院領なども同じパターンであることはまちがいない。

このほかに、庄園年貢の運上・警備にあたる運上兵士ともいうべきものがあつた。これも諸庄園に多く存在したはずである。

東大寺領大井・茜部庄関係の文書の中に、文永元年、茜部庄の年貢・絹運上者のうちとして「アフリヤウシ大夫」が書かれている。^⑥これは戸田氏などの明らかにされた官米押領使の系譜をひくものである。文永五年の両庄年貢運上兵士として「兵士弘真」「兵士来尊」などの名がみえており、同様の例は多くある。文保二年、大井庄の手撮会料綱が「兵士国恒」に付して送られている。^⑦これも同様の例は多くある。

また、東寺領の太良庄関係についても、この兵士の存在を示す史料は多くある。弘安六年の文書の中に、「弘安五年分御米未進支配事」とあり、その中の除分雑用四石余りのうちに「兵士米」が含まれている。^⑧これは未進年貢を運上した兵士のための米であ

る。嘉元三年には「太良庄点定物支配事」とあつて、すべて四貫六百文。その除分の中に五〇文が「中山兵士用途」とある。また、正和三年にも太良保の正和二年年貢の送文の中に除分雑用として「兵仕米」一斗がある。これらも運上兵士に給されたことはまづがいなからう。

この運上兵士については、主として大井・西部庄の史料をめぐつて、相田氏の名説(『大日本古文書』も同じ)と、中村氏の説とがある。名に課された課役であるか、それとも個人に課されたものであるかは大切なところであるが、どうも両方ともあつたようだ。しかし、年貢運上には一定の武力を必要とするから、基本としては個人であつたと思う。

貴族の庄園については、さきにも述べたようにあまり材料がなく、よくわからない。ただ、『今昔物語』(美濃国ノ紀遠助、値女靈逐死語)にみえる話は興味がある。

今ハ昔、長門ノ前司、藤原ノ孝範ト云フ者有キ。其レガ下絵ノ權守ト云ヒシ時ニ、関白殿ニ候ヒシ者ニテ、美濃ノ国ニ有ル生津ノ御庄ト云フ所ヲ預カリテ知ケルニ、其御庄ニ紀遠助ト云フ者有キ。人数有ケル中ニ孝範、此ノ遠助ヲ仕ヒ付テ、東三条殿ノ長宿直ニ召上タリケルガ、其ノ宿直畢ニケレバ、暇取セテ返シ遣ケレバ、美濃ヘ下ケルニ、勢田ノ橋ヲ渡ルニ、(下略)

以下、遠助の美濃への道中と美濃での奇怪談が語られるわけである。

これによると、長門前司藤原孝範が下絵権守であつたとき、関白殿に仕える者であつて、美濃国生津庄を「預知」していた。この「預知」の内容がはっきりしないが、預所的なものであることはたしかである。その孝範を通して庄園の紀遠助なる者が東三条殿の長宿直、すなわち警衛にかり出されたのである。ほかの庄園でも、またほかの貴族領においても同様のパターンで兵士が徵発されたことはまづがいなからう。「関白殿」(領家)――藤原孝範「預知」者(預所)――紀遠助(荘民)という命令系統となるわけである。

庄園の兵士が、兵乱にあつて徵兵されたということは、保元の乱のときに、

今日藏人頭左中弁雅教朝臣、奉 勅定、以御教書仰諸国司云、入道前太政大臣并左大臣、催庄園軍兵之由有其聞、慥可令停止者、
とあり、また

今日頭弁奉 勅、仰下諸国司云、宇治入道猶令催庄々軍兵由、有其聞者、件庄園并左大臣所領、慥令没官、可令停止彼奸濫朝家乱逆、已当此時、国司若教懈緩者、可有罪科者、依綸旨、

執啓如件、

ともあつて、乱にあたって忠実や頼長が自分の庄園から兵を催したことははっきりしている。源平の内乱のときも、やはり、

為左少弁行隆奉行、女院御庄々、并余方領等、皆悉可召進武

士之由、被仰下、天慶例云々、

とあつて、平氏が、左少弁藤原行隆を媒介として八条院領・藤原

兼実領から官軍に庄園兵を徴している。

具体的な命令系統は不明であるが、庄園の課役として、庄官が徴発したものと思われる。醍醐寺領の例にみえた庄家役とか、生津荘の預所役のような形態であつたろう。

時代はかなり遅れるが、徳治二年の文書につきのような文言がある。^③

不断経兵士条々

一、諸荘兵士、皆以可為正員、但於其身、或現病、或禁忌出来者、捧殿重起請文、以子息并親類、可立代官、若無親類者、可立如身代官事、

（以下略）

「諸荘兵士」は必ずず其身を奉仕し、病氣・禁忌などのときには起請文を捧げて子息・親類を代理に立てよという。きわめて強力な支配と徴兵組織をもっていたことを示している。具体的な徴

兵者は書いてないが、「若於背此条輩者、可改易所職」とあるから、預所か下司かが庄官としての徴兵を行ったのであろう。

兵士役については、「大山庄兵士役」、「合力等兵士役」とある。^④ 応永三十一年の文書には頼淵庄の下司範景が「自名之百姓外、对惣庄之百姓、致多数非例之中、殊更号勳軍役、背往古之掟」とあつて、下司が軍役を徴する役目であつたことを示している。

これらの庄園兵士が、院政の武力として動いたという史料は遂に見つけられなかった。しかしながら、構造的には院領荘園も同じようなものであつたと思うし、史料もどこかに存在している。いままでにあげた例のみでいえば、長講堂の例が論じるにふさわしい。長講堂が後白河院によつて建てられ、長講堂領が院政の大きな基礎になったことは有名な事実であるが、さすれば、長講堂領にみえた兵士たちはいったん事があれば当然後白河院武力の下級の構成員になつたことはまずまちがひなからう。

① 光明寺古文書 承平四年十二月十九日伊賀国夏見郷刀禰解案（平安遣文）二四四号

② 仁和寺文書 安和二年七月八日法勝院領目錄（平安遣文）三〇二号

③ 小石記 長徳二年正月十六日条。

④ 長秋記 長承三年十一月十一日条。

- ⑤ 陽明文庫所藏兵範記紙背文書 年未詳二月二十八日某書狀 (『平安遺文』三一四〇号)
- ⑥ 兵範記 保元元年八月十六日条。
- ⑦ 兵範記 久寿三年三月十日条、ほか。
- ⑧ 本朝世紀 康治二年六月十三日条。
- ⑨ なお、この史料はかって西岡虎之助氏により論じられている (『王朝時代の武士の発達概観』、『日本兵制史』所収)。
- ⑩ たとえば、刑部卿平忠盛に仕えていた青侍源季遠は若狭国の住人であつた (『尊卑分脉』)。
- ⑪ 袋草紙 卷四
- ⑫ 大治五年大江仲子解案 (『平安遺文』二一七七号)
- ⑬ 本朝世紀 久安五年九月二十二日条。
- ⑭ 台記 久安六年五月三〇日条。
- ⑮ 台記 康治二年六月三〇日条。
- ⑯ 永久元年記所引中右記 永久元年四月三〇日条。
- ⑰ 同右 永久元年五月一日条。
- ⑱ 根来要書 仁安三年八月二日紀伊国大伝法院僧徒解案 (『平安遺文』四八六〇号)
- ⑲ 永久元年記所引中右記 永久元年四月十四日条。
- ⑳ 同右 永久元年六月五日条。
- ㉑ ⑱に同じ。
- ㉒ 玉葉 治承四年十二月十二日条。
- ㉓ 東寺百合文書 平治元年閏五月日室若殿院領莊園注文 (『平安遺文』二九八六号)
- ㉔ 醍醐雜事記 卷十一。
- ㉕ 興福寺本因明四相進紙背文書 仁安四年正月十八日賀茂庄伝馬人夫召仕進紙 (『平安遺文』三四八六号)

- ㉖ 九条家本延喜式紙背文書 長元九年正月九日六条二坊三保刀禰解 (『平安遺文』五五六号)
- ㉗ 東大寺圖書館所藏東大寺文書 文永元年十二月十九日西部庄年貢絹送状。
- ㉘ 戸田芳夷氏前掲論文。
- ㉙ 東大寺圖書館所藏東大寺文書 文永五年十一月十四日西部庄年貢絹送状。
- ㉚ 同右 文保二年十月二〇日大井庄三職連署年貢本袋袋料絹送状。
- ㉛ 東寺百合文書 弘安六年二月二日前年未進分支配状。
- ㉜ 同右 嘉元三年分若狭国太良莊年貢支配状。
- ㉝ 同右 正和三年三月十二日若狭国太良保領家年貢送文。
- ㉞ 相田二郎氏「中世の兵士及び兵士米について」(『中世の因所』所収)ほか。中村直勝氏「莊園の兵士に就いて」(『莊園の研究』所収)。
- ㉟ 『今昔物語』二十七—二十一。
- ㊱ 兵範記 保元元年七月八日条。
- ㊲ 同右 保元元年七月十七日条。
- ㊳ 玉葉 治承四年十二月五日条。
- ㊴ 高野山文書 徳治二年七月六日条。
- ㊵ 東寺百合文書 年未詳 (正和三年か) 若狭太良丹波大山両莊等事評定書案。
- ㊶ 高野山文書 年未詳阿氏河莊下司非法停止陳状。
- ㊷ 八代國治氏「長講堂領の研究」(『国史叢説』所収)

III 院政の対応

院政が、一個の政權として、とりくまなければならなかつた軍

事問題は、僧兵のことであったことは周知のところである。この僧兵との関係で武家棟梁が政界上層部に進出してくることも事実であり、僧兵問題は直接的に院政のとりくまなければならぬ大問題であった。

この僧兵に対して中央から派遣されるものとして絶えずみえるのは、檢非違使であり、これは前にも触れたとおりである。天仁元年に「神人衆徒」が群集したとき、「爰又為相禦、公家所指遣之檢非違使并源氏平氏天下弓兵之士武勇之輩數萬人」^①とある。また、元永元年には同じような事件に、「於今者遣武士檢非違使并下人等於河原、可被禁敷」とあり、「只今候北面人々郎等及千余人、皆遣河原了」^②ともある。

この例からみると、檢非違使という公的機関と、北面という半公的機関とが動いている。院政の公的活動の側面である。これに対して院のまったく私的な武力の発動もある。もっとも、これも、完全に私的な編成をとるわけではなく、何らかの關係において公的機関と接触して編成する。院が国政の機関である以上これは当然なことである。しかし、基本的には院との私的な關係によつて組織されるということが大切なところである。上に引いた「源氏平氏天下弓兵之士武勇之輩」というのは、院または院政の私的な編成であり、国家機関・官職のどこにも位置づけることはできない。

い。

こうした、院との私的な關係を基礎として存在し、院の武力の中心となつた規模の大きい武士たちを、「京武者」という言葉でよんでおきたい。これは中御門宗忠の使つた言葉である。^③

今日申時許 南京大衆於宇治一坂南原辺与京武者已合戦、各死者、互蒙疵者多云々

いっぽうで院などの重要政務機関を守り、またいっぽうで宇治などへ派遣されて僧兵を防ぐわけである。

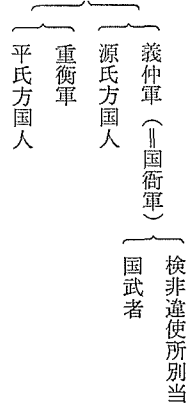
派遣の仕方としては、永久元年にみえる「天下武者・源氏・平氏」は、さきにも引いたように院の群議によつて遣わされたものである。そこに院の私的な意向をくみとることは容易であらう。少くとも従来の国政の機関に属した武力ではない。その中には、当然ごういうときに公的な働きをしつべき檢非違使もまじっているが、これも使別当宗忠を経ない私的な動員であり、また同時に派遣された出羽守源光国など、本来の官職からいけばこの事件とは何の關係もない。源光国の持つ美濃源氏としての武力が利用されただけであり。いわばまったくの院の私兵としての活動をするわけである。もちろん、その過程において、檢非違使や出羽守としての公権が、何らかのかたちで武力編成に影響をおよぼしたことは当然であつて、これがもっとも大切なことである。し

かもそれは、院と武士たちの私的な関係を基礎として公権の利用ということにつながって行くのであって、院は公権を直接に必ずしも奪取する必要はないのである。

京武者は「国武者」に対する概念であろうと思われる。国武者は石井進氏の言われる「国ノ兵共」にあたろう。国衙との関係で武士身分を獲得した武士たちで、かつ一定の意味で国司の支配から独立していた。「国武者」の話の見えるのは『吉記』であり、つぎのごとくである。^④

前兵衛尉国尚、為備前守行家随兵下向西国、自途中送書状云、去九日、三位中将重衡為大將軍、以三百余騎勞、令寄備前国東川之間、当国檢非違使所別当惟資、国武者相共合戰、惟資負手、武藏国住人□四郎介并子息被打取了、仍惟資引国府入□了之後、惟資自西川、以千騎勞、申刻許令寄之間、平氏兵勝了、少々物具脱棄云々、件日暮了、明曉已令寄之由、国人雖令申、檢非違使所別当即時令寄之間、酉時許押寄合戰、平氏方五十四人被打取、源氏方国人雜人廿人許被打了者、

源氏（義仲）と平氏の、備前国をめぐっての戦いについての叙述である。すでに義仲軍は備前国衙を支配下においたのちのことであった。ここに登場することを図式化するとつぎのようになる。



石井氏の整理された地方軍制の概念との関係でいえば、檢非違使所別当は在庁官人、国武者は「国ノ兵共」、国人は地方豪族軍、ということになるかと思う。「国ノ兵共」は、石井氏の言によれば、「国司直属軍とは一応異なる、国司の下に組織されつつあった地方豪族軍」であるという。京武者もまさにこうしたもので、院との関係で中央において武士身分を獲得し、ある程度独立しながらも院に属している武士が京武者であった。

これは在京武士というのとはほぼ同じ概念であるが、在京しているということのみではなく、院と何らかの私的な関係を有しているというところがポイントである。院と京武者との関係はまったく私的なものではあるけれどもそれによって京武者たちのもっている官職の動員にまでつながってゆくのである。在京の武家棟梁たちは、結局こうした院との関係を基本として拡大してゆくのである。

京武者は、単に京武者個人の持っている兵員を動員するだけでなく、官職に付属する兵員をも動員する。しかし、これ以外に、

たとえば海賊追討などが命ぜられれば、国々の兵士が付けられるのは当然である。これを指揮する権限を与えられねばならないのもまた当然である。そしてこのことは、容易に国々の兵士への支配権、すなわち国衙の軍制のある部分の行使につながっていくはずである。この段階では京武者は国衙の軍制へのある種の命令・指揮権を持つようになってくる。中央のみではなく、地方にも軍事的基盤を国家公権の行使として築きえた。これがすなわち武家棟梁ではなからうか。地方軍制との関係でいえば、下からのそののつとりが在庁官人の武士化なり武士の在庁化なりとすれば、上からののつとりが棟梁への道ではなからうか。この場合の棟梁の国衙軍事権ののつとりは、一国にとどまることはなく、多数の地域にわたるはずである。国衙を軍事的に指揮する権限を国家から与えられるわけである。したがって、国衙という範囲を越えて起る軍事問題——反乱とか海賊とか——に有効な役割りを果しえたのであった。たとえば、前九年の役のときに、源頼義は、「請賜官爵、徴発諸国兵士、兼納兵糧」と表現されている^⑤。

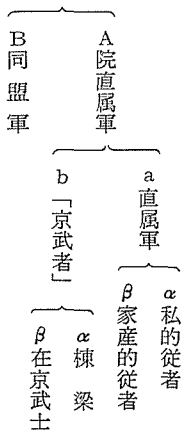
この棟梁を通じて（棟梁とは何か、ということが問題であるが、私は平忠盛・清盛などをその典型として論じている。つまり政権への指向性をもつ武士。武士の貴族化、といってもよい）、国家は、地方軍制と有効にかかわったと思う。いっぽうで近臣受領た

ちと院との個人的な関係を基礎として中央は地方軍制と接触をもつけれども、こういう関係のもちかたはきわめて個別的なものであって、地方軍制の横のつながりとはならない。院は、受領たちの政治的結節点ではあっても、軍事的組織として国衙軍を恒常的な兵力として組織はできない。それを可能にするものとして作り出さざるをえなかったのが棟梁であった。

- ① 中右記 天仁元年四月一日条。
- ② 中右記 元永元年五月二十五日条。
- ③ 永久元年記所引中右記 永久元年四月三十日条。
- ④ 吉記 寿永二年十一月二十八日条。
- ⑤ 陸奥語記。

ま と め

以上述べきたったところを図式化してみるとつぎのようになる。



院政政権の武力は、やはり直属軍と同盟軍とに分けることができよう。これとは別に庄園から徴集する兵士があったことは、す

でに述べたとおりである。

Aの院直屬軍は、やはりa直屬軍とb「京武者」とに別けておいたほうがよさそうである。aは院個人にまったく直屬するもので、河内から鳥羽殿に宿直に上っていた「宿直人」のようなα私的従者と、院に付屬する北面・武者所のような家産的付屬機関から供給されるβ家産的従者とに分けられる。b「京武者」は、院に準直屬ともいえる。ほかの官職を持つ場合が多く、彼らは院との私的な関係にもとずいてそのもとに官職を通じて組織しうる武力を動員する。α棟梁は国衙軍制に接触する。国司を経験して、ある程度自分自身の手によって在地に基盤を築いており、京都においても当然武的官職についていた。それが院宣などをもらって国衙軍制の指揮権を獲得する。β在京武士は国衙軍制にまでは接触せず、αほど規模が大きくない。しかし在地ではもちろんかなりの武士団の長であって、京都でも検非違使を中心とした武的官職についてみずからを裏打ちしている。

さらにこれを武力の存在する場所との関係でいえば、第一は私的武力。第二は京都において組織する都中武力。第三は地方における国衙武力。

Bにおいては、同盟軍としての貴族・寺社の武力がある。これは原則的にいえば院政軍と同格の存在である。ときには敵対し、

ときには同盟する。僧兵が敵対のよい例であり、同盟は保元の乱のときに典型としてみることができる。

この私案の図式がどう発展するかは今後の課題であるが、大きなネックとなるのはbaの棟梁である。院政は、中央においては相対的にかなり大きな武力の中心となりえた。しかしながら、地方における軍事力との接触は受領を通じてしかないし、またそれは個別的な関係にすぎず、より有効な横の連絡を持った院を頂点とする集約的・広域的な武力とはならない。この矛盾を解決するためには、院みずからが軍事力の頂点となるべく新しい政治組織を考え出すか、それとも既に存在しているものを利用するかのどちらかである。院政はこのうち後者を選んだ。そこで作り出すのが棟梁であり、それに地方の国衙の軍事的指揮権を付与したのである。たとえば、大治四年に海賊追討を命ぜられた備前守平忠盛について、次のような史料がある。^①

検非違使移 山陽南海西道国衙

欲被令備前守忠盛朝臣搦進海賊爰

右 院宣傳、如聞者、頃日海路之間、凶賊滋蔓、乘數十艘之船、浮百万里之波、或殺略往反之旅客、或却奪公私之勝載、積惡弥長、宿暴日成、寔惟諸国司等、各憚驍勇、無心捉搦之所致也、宣令忠盛朝臣搦進件輩者、欲被早任院宣、令搦進彼

賊徒之状、依別当宣、移進如件、乞衙察状、故移、

大治四年三月

（連署略）

忠盛に、海賊を追討するべき旨の白河院の院宣が発せられ、これをうけて檢非違使庁が山陽道・南海道の国々の国衙に、軍事的指揮を忠盛に仰ぐようにとの移文を出したのである。海賊などという広域的反体制武力に対しては、到底国衙のみの単独の軍事力では対抗しえず、受領とか国衙とかの範囲を越えた軍事力を備えたものが必要であった。

このような軍事的指揮権は、時と場合に応じて容易に拡大する。この権限は、当初は与えられたものにすぎないけれども、具体的な行使の過程において、付与者のおもわくを越えて独立的になってくる。国衙との関係ではないけれども、すでに久安三年、播磨守であった平忠盛は、延暦寺が訴えた祇園社での闘乱事件の下手人を、「無仰以前」に捕えて院庁に召し進めている^②。そして犯人は院庁から檢非違使に引き渡されている。この忠盛の行為は、院の意向を先取りしてのものではあろうけれども、もうすでに院の命令を越えて軍事的に行動するという様式が萌しはじめていたのである。

また、単に、臨時的に棟梁の権限として与えられた、国衙の軍事的指揮権が、命令権といった上下関係に転化する。加えて中央に

おいてもその関係が基本になって在京武士をも自己の支配・命令のもとに組みこむ。在京武士たちは、地方においては武士団の長であるから、地方武士団への支配にもなる。こうして出現するのが武家棟梁であり、平清盛はこのように築いた権限を拡大し、遂には武力的に院政をしのぎ、平氏政権を形成するところとなる。かくのごとくして作りあげた政権であるから、独自の特徴的な政策があるわけでもなく、必然的に軍事独裁的であらざるをえないのである。

こういうふうに棟梁を軍事的に理解すると、棟梁は自分の支配していた現地については在地にいたるまで支配を貫徹しようが、大部分のところについては武士団の長しか直接の命令の対象にできないということになる。平氏政権の崩壊は、結局その間の矛盾が露呈したものであって、個々の武士団の長たちはそれぞれ在地での支配の有りかたなどにもとずいて頼朝を新しい棟梁としていたのだのである。頼朝の貴種性とか清盛の貴族化とかいうことは、棟梁に必然的に付属せねばならなかった。それが武士たちに対する号令の権利の出ずるところであったのである。また、もし鎌倉殿と御家人との関係が、武家棟梁と在京武士との関係をモデルとして生まれてきたものであるとするならば、鎌倉殿が、御家人の主従関係や惣領制内部に口入できなかったのは当然のことである。

① 朝野群載 卷十一、廷尉、大治四年三月檢非違使序移文。

② 本朝世紀 久安三年六月二十六日条。

付記 投稿したときは四〇〇字詰八五枚から成っていたが、校数削減し、序章と第一章律令軍制の崩壊、という項目を落した。

(奈良大学講師・

The Military Organization under the *Insei* 院政 Government

By

M. Inoue

The *Insei* Government which had overcome the *Sekkan-Regime* 攝關政治 in the end of the eleventh century had shown the medieval characteristics from the viewpoint of the military organization. I will focus on the military forces under the *Insei* Government in order to testify it.

In the eighth century, the Government Army had already been compelled to recruit from the elite soldiers called *Kondei* 健兒 instead of public soldiers recruited by the Edict of Military Defense 軍防令. This system, however, collapsed without having any military significance and at last the Government, giving up organizing the army by itself, had come to use the ready-made forces temporarily. This case was predominant in the tenth century, especially after the Revolt of *Masakado* 將門の乱.

In the *Insei* Period too, the Government organized its own army by admitting the private forces through the medium of offering public offices. This pattern was typically seen in the chief of the soldiers 武家棟梁 such as *Kiyomori Taira* 平清盛 who would defeat even the *Insei* Government. We will analyze the organization and the composition of these military forces, connecting with the inevitable emergence of the chief of the soldiers.

The *Ch'ang-chê* 長者 in the Early Han 漢 Period; the Idealistic Type of Man Expressed in *Shih-chi* 史記

By

S. Ueda

In the early Han Period when several kings and lords had been powerful, the *Huang-lao-shu* 黃老術 which had insisted on the principle of